

## 随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約を行うこととし、名張市契約規則第28条第1項第1号の規定により、次のとおり公表する。

1. 件名	草木類資源化処理等業務委託
2. 発注室	環境対策室
3. 業務概要・契約期間	令和7年7月1日 ~ 令和7年12月26日 ① 草木類を破碎・チップ化により再資源化処理を行う。 ② 業務実績を委託者指定の月報に記入すること。 ③ その他、委託者より指示された業務を行うこと。
4. 場所	名張市 黒田ほか 地内
5. 契約予定日	令和7年7月1日
6. 契約相手方の決定方法	本公表に示した参加資格を有する者であって、名張市契約規則第10条に基づいて決定された予定価格の範囲内で契約できる者。
7. 選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること。